（議案別冊１）

令　和　３　年　度

川　越　市　補　正　予　算　書

一　般　会　計

特　別　会　計

（令和４年２月１６日提出）

目　　　　　　次

＊　一般会計補正予算（第１１号）……… １頁

（特別会計）

＊　国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）……… １７頁

＊　後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）……… １９頁

＊　介護保険事業特別会計補正予算（第２号）……… ２１頁

＊　水道事業会計補正予算（第４号）……… ２４頁

＊　公共下水道事業会計補正予算（第４号）……… ２６頁

議案第１８号

令和３年度川越市一般会計補正予算（第１１号）

令和３年度川越市一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,863千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 128,950,894千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の追加は、「第３表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加及び変更は、「第４表地方債補正」による。

令和４年２月１６日提出

川越市長　川　合　善　明

第 1 表 歳入歳出予算補正

（1） 歳 入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		54,513,974	△483,548	54,030,426
	2 固定資産税	22,803,076	△429,340	22,373,736
	7 都市計画税	4,158,139	△54,208	4,103,931
10 地方特例交付金		427,270	483,548	910,818
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	483,548	483,548
11 地方交付税		2,302,389	1,773,291	4,075,680
	1 地方交付税	2,302,389	1,773,291	4,075,680
13 分担金及び負担金		912,662	△38,648	874,014
	2 負担金	912,554	△38,648	873,906
14 使用料及び手数料		2,049,306	△70,200	1,979,106
	1 使用料	1,358,379	△70,200	1,288,179
15 国庫支出金		34,612,246	△65,544	34,546,702
	1 国庫負担金	20,295,933	△69,740	20,226,193
	2 国庫補助金	14,232,843	4,196	14,237,039
16 県支出金		8,006,525	△77,363	7,929,162
	1 県負担金	5,789,866	△49,266	5,740,600

（△印　減）　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県補助金	1,311,848	△9,624	1,302,224
	3 委託金	904,811	△18,473	886,338
18 寄附金		145,340	138,758	284,098
	1 寄附金	145,340	138,758	284,098
19 繰入金		2,210,602	△1,950,534	260,068
	1 基金繰入金	2,040,595	△1,952,534	88,061
	2 他会計繰入金	170,007	2,000	172,007
20 繰越金		1,673,042	2,314,110	3,987,152
	1 繰越金	1,673,042	2,314,110	3,987,152
21 諸収入		2,805,625	3,412	2,809,037
	4 受託事業収入	137,508	9,800	147,308
	5 雑入	2,577,302	△6,388	2,570,914
22 市債		9,980,330	△2,005,419	7,974,911
	1 市債	9,980,330	△2,005,419	7,974,911
歳入合計		128,929,031	21,863	128,950,894

（2） 歳　出

（△印　減）　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,026,413	817,849	11,844,262
	1 総務管理費	8,849,378	833,514	9,682,892
	2 徴税費	1,444,002	△8,349	1,435,653
	3 戸籍住民基本台帳費	440,841	△3,343	437,498
	5 統計調査費	43,201	△3,973	39,228
3 民生費		61,987,371	357,591	62,344,962
	1 社会福祉費	28,496,489	△54,977	28,441,512
	2 児童福祉費	25,427,630	107,719	25,535,349
	3 生活保護費	8,061,962	304,849	8,366,811
4 衛生費		17,063,521	△282,260	16,781,261
	1 保健衛生費	7,802,723	27,340	7,830,063
	2 清掃費	7,157,919	△296,600	6,861,319
	3 下水道費	2,102,879	△13,000	2,089,879
6 農林水産業費		1,305,114	△54,360	1,250,754
	1 農業費	1,305,114	△54,360	1,250,754
7 商工費		1,777,220	△47,333	1,729,887
	1 商工費	1,777,220	△47,333	1,729,887
8 土木費		5,951,421	△290,363	5,661,058

（△印　減）　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	2,165,869	△97,900	2,067,969
	3 河川費	311,343	△29,100	282,243
	4 都市計画費	2,576,790	△156,911	2,419,879
	5 住宅費	305,360	△6,452	298,908
9 消防費		4,584,526	△189,669	4,394,857
	1 消防費	4,584,526	△189,669	4,394,857
10 教育費		12,712,722	△205,642	12,507,080
	1 教育総務費	3,793,182	△102,435	3,690,747
	6 社会教育費	2,715,563	△92,743	2,622,820
	7 学校保健費	3,289,888	△10,464	3,279,424
13 諸支出金		119,240	△83,950	35,290
	1 普通財産取得費	36,000	△36,000	0
	2 土地開発公社費	79,950	△47,950	32,000
歳出合計		128,929,031	21,863	128,950,894

第２表　継続費補正

（変　更）

款	項	事業名	補正前 総額	補正前 年度	補正前 年割額	補正後 総額	補正後 年度	補正後 年割額
			千円		千円	千円		千円
４衛生費	２清掃費	東清掃センター大規模改修事業	2,581,700	令和元年度	230,900	2,288,700	令和元年度	230,900
				令和2年度	710,900		令和2年度	710,900
				令和3年度	1,639,900		令和3年度	1,346,900
８土木費	４都市計画費	旧川越織物市場整備事業	1,044,000	平成29年度	82,080	1,044,000	平成29年度	82,080
				平成30年度	169,800		平成30年度	169,800
				令和元年度	8,470		令和元年度	8,470
				令和2年度	17,800		令和2年度	17,800
				令和3年度	214,000		令和3年度	136,661
				令和4年度	415,850		令和4年度	493,189
				令和5年度	136,000		令和5年度	136,000

第3表　繰越明許費補正

（追　加）

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	焼却灰等再資源化及び最終処分委託	77,462千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線道路（市道）整備（用地）	12,295千円
		生活道路（市道）改良（用地）	3,406千円
		広域幹線（市道）整備（用地）	7,709千円
		主要地方道川越栗橋線交通安全施設整備（用地）	34,326千円
	3 河川費	準用河川整備	40,500千円

第４表　地方債補正

（追　加）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
雨水建設改良事業費	千円 24,800	普通貸借 又は 証券発行	％ 5.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

（変　更）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東清掃センター改修事業費	千円 1,639,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 1,346,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
土地改良事業費	26,800	同上	同上	同上	31,400	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業ふれあいセンター改修整備事業費	千円 542,800	普通貸借又は証券発行	% 5.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 486,600	普通貸借又は証券発行	% 5.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路環境整備事業費	215,800	同上	同上	同上	212,200	同上	同上	同上

<table>
<tr><td rowspan="2">起債の目的</td><td colspan="4">補　　　正　　　前</td><td colspan="4">補　　　正　　　後</td></tr>
<tr><td>限度額</td><td>起債の方法</td><td>利率</td><td>償還の方法</td><td>限度額</td><td>起債の方法</td><td>利率</td><td>償還の方法</td></tr>
<tr><td>道路新設
改良事業費</td><td>千円
330,000</td><td>普通貸借
又は
証券発行</td><td>%
5.0
以内</td><td>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。
ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</td><td>千円
270,500</td><td>普通貸借
又は
証券発行</td><td>%
5.0
以内</td><td>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。
ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</td></tr>
<tr><td>河川整備
事業費</td><td>250,100</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>147,100</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td></tr>
</table>

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南古谷駅周辺地区整備事業費	千円 184,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 165,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
笠幡駅周辺整備事業費	9,000	同上	同上	同上	3,100	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路事業費	千円 39,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 34,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園整備事業費	123,300	同上	同上	同上	101,400	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧川越織物市場整備事業費	千円 142,500	普通貸借又は証券発行	% 5.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 108,400	普通貸借又は証券発行	% 5.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公営住宅改修事業費	54,600	同上	同上	同上	36,400	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
認定こども園施設整備事業費	千円 13,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 10,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
図書館改修整備事業費	146,900	同上	同上	同上	129,200	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 5,086,930	普通貸借又は証券発行	% 5.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 3,693,111	普通貸借又は証券発行	% 5.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は２年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第１９号

令和３年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 585,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,112,073千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月１６日提出

川越市長　川　合　善　明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		23,336,453	585,687	23,922,140
	1 県補助金	23,336,453	585,687	23,922,140
歳入合計		33,526,386	585,687	34,112,073

(2) 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		23,132,892	585,687	23,718,579
	1 療養諸費	19,879,834	585,687	20,465,521
歳出合計		33,526,386	585,687	34,112,073

議案第２０号

令和３年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

令和３年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 200,602千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,511,498千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月１６日提出

川越市長　川　合　善　明

第 1 表　歳入歳出予算補正

（1） 歳　入　　　　（△印　減）　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,895,647	△160,000	3,735,647
	1 後期高齢者医療保険料	3,895,647	△160,000	3,735,647
2 繰入金		799,349	△40,602	758,747
	1 一般会計繰入金	799,349	△40,602	758,747
歳入合計		4,712,100	△200,602	4,511,498

（2） 歳　出　　　　（△印　減）　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		143,598	△8,980	134,618
	1 総務管理費	129,727	△8,980	120,747
2 広域連合納付金		4,559,402	△191,622	4,367,780
	1 広域連合納付金	4,559,402	△191,622	4,367,780
歳出合計		4,712,100	△200,602	4,511,498

議案第２１号

令和３年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 143,307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,271,725千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月１６日提出

川越市長　川　合　善　明

第 1 表　歳入歳出予算補正

（1） 歳　入　　　　　　　　　　　　　　　　（△印　減）　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		4,470,825	26,653	4,497,478
	1 国庫負担金	4,136,533	30,000	4,166,533
	2 国庫補助金	334,292	△3,347	330,945
3 支払基金交付金		6,400,131	40,500	6,440,631
	1 支払基金交付金	6,400,131	40,500	6,440,631
4 県支出金		3,446,688	17,077	3,463,765
	1 県負担金	3,348,941	18,750	3,367,691
	2 県補助金	97,747	△1,673	96,074
6 繰入金		4,052,929	59,077	4,112,006
	1 一般会計繰入金	3,411,929	17,077	3,429,006
	2 基金繰入金	641,000	42,000	683,000
歳入合計		25,128,418	143,307	25,271,725

（2） 歳 出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（△印　減）　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		23,032,234	150,000	23,182,234
	1 介護サービス等諸費	21,459,554	120,000	21,579,554
	4 高額介護サービス等費	476,006	30,000	506,006
3 地域支援事業費		740,160	△8,693	731,467
	1 包括的支援事業・任意事業費	77,459	△8,693	68,766
5 諸支出金		374,667	2,000	376,667
	2 繰出金	109,280	2,000	111,280
歳出合計		25,128,418	143,307	25,271,725

議案第２２号

令和３年度川越市水道事業会計補正予算（第４号）

（総則）

第１条　令和３年度川越市水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和３年度川越市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項　　目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
⑷主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等　事業費	3,000,494千円	△643,968千円	2,356,526千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　水道事業費用	6,469,838千円	△16,514千円	6,453,324千円
第１項　営業費用	6,333,432千円	△67,200千円	6,266,232千円
第２項　営業外費用	125,943千円	50,686千円	176,629千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,208,176千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額186,754千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,621,422千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　入		
第１款　資本的収入	1,071,557千円	△169,589千円	901,968千円
第３項　工事負担金	243,107千円	△169,589千円	73,518千円
	支　出		
第１款　資本的支出	3,754,112千円	△643,968千円	3,110,144千円
第１項　建設改良費	3,047,163千円	△643,968千円	2,403,195千円

令和４年２月１６日提出

川越市長　川　合　善　明

議案第２３号

令和３年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第４号）

（総則）

第１条　令和３年度川越市公共下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和３年度川越市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項　　目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
⑷主要な建設改良事業の概要			
公共下水道施設整備　事業費	710,721千円	△140,000千円	570,721千円
公共下水道施設改良　事業費	1,092,459千円	△399,650千円	692,809千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　下水道事業収益	6,351,697千円	△17,000千円	6,334,697千円
第１項　営業収益	4,595,599千円	△9,000千円	4,586,599千円

第２項　営業外収益	1,735,990千円	△8,000千円	1,727,990千円
	支　　出		
第１款　下水道事業費用	6,181,294千円	22,716千円	6,204,010千円
第１項　営業費用	5,839,223千円	△22,000千円	5,817,223千円
第２項　営業外費用	313,344千円	44,716千円	358,060千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,976,138千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額112,584千円及び過年度分損益勘定留保資金1,863,554千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　資本的収入	808,817千円	4,000千円	812,817千円
第６項　他会計補助金	59,890千円	4,000千円	63,890千円
	支　　出		
第１款　資本的支出	3,328,605千円	△539,650千円	2,788,955千円
第１項　建設改良費	2,142,148千円	△539,650千円	1,602,498千円

（継続費の補正）

第５条　継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
1資本的支出	1建設改良費	上下水道管理センター監視制御設備更新事業（汚水分）	150,000	令和２年度	50,000	113,000	令和２年度	50,000
				令和３年度	100,000		令和３年度	63,000
		上下水道管理センター監視制御設備更新事業（雨水分）	150,000	令和２年度	50,000	113,000	令和２年度	50,000
				令和３年度	100,000		令和３年度	63,000
		岸町一丁目下水道管路施設更生事業	478,500	令和元年度	287,100	423,100	令和元年度	287,100
				令和２年度	136,000		令和２年度	136,000
				令和３年度	55,400		令和３年度	—

（他会計からの補助金の補正）

第６条　予算第１０条中「91,945千円」を「95,945千円」に改める。

令和４年２月１６日提出

川越市長　川　合　善　明